

議会だより



[表紙写真]

1月9日(木)～10日(金)にかけて、大成保育園、瀬棚保育所、認定こども園きたひやまにて、せたな警察署による「110番の日」に伴う広報活動がおこなわれました。

セターナちゃん、せたなタイガと一緒にクイズ等を楽しみながら、110番通報について園児や職員等へ呼びかけられました。

第4回定例会 P 2 ～ 9

一般質問 P 10 ～ 19

委員会レポート・臨時会 P 20 ～ 21

議会の動き・編集後記 P 22



令和6年第4回定例会が12月17日から18日まで行われました。
令和5年度決算の認定について、全11会計を認定しました。
補正予算、条例改正等の議案審議を行い、全て原案可決となりました。
審議された議案のあらましについては以下のとおりです。

決算認定

一般会計のほか10特別会計等について、一般会計においては、賛成9名、反対2名で賛成多数により認定し、その他10特別会計等においては、全会一致で全て認定しました。

◎反対討論（一般会計）

石原 広務議員

北部松山衛生センター組合は、今金町と一部事務組合を構成していますが、その実態は治外法権そのものです。過去には、受入禁止のタイヤを暗黙状態で一部に口コミで広がってしまったとしながら、前事務局長の下では秘密にしろとられるような指示がされたり、その処理は相殺していたとあり得ない会計処理をしていたことも発覚し、3名の管理職が処分されるに至りました。

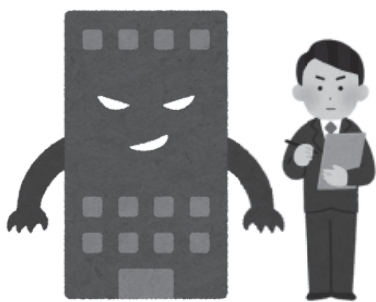
パワハラ問題に関しては、未だに解決はしていません。職員の勤務状況は、業務に従事するにあたり、有して当

然の知識を持つ研修などを受ける機会も与えられていないとの内部情報もあります。

職場内では、何事に関しても意思統一も、連携することなども欠落している状況が続き、体制の機能は果たしていないと判断せざるを得ません。

また、缶類の処理方法に関して問題になったことには、取り組んできた方々を欺く行為であり、批判や怒りの声が寄せられているにもかかわらず、組合長である町長は法律があり、分別することは出す側に責任があるんだとして、出す側とは町民のことを指しました。そういった強硬な姿勢のままです。

その一方で、我が町にあるセンター組合最終処分地、我が町の町長が組合長の下での最終処分地の維持管理に関しては、違法状態になるにもかかわらず、何ら改善がされることのないばかりか、組合長の立場にある町長の姿勢は実態調査をし、法に則った対応などはしてきていませんでした。



一部事務組合を維持し続けていくことは、税金の無駄遣いになると私の判断は変わりません。せとな町としてその事業に当たるべきです。

町で事業を行うことにより、議会としての監視機能を発揮できます。何よりも働きやすい環境を保ち、治外法権的な実態を改善、抑止にも繋がりますし、事業そのものも円滑に進むと判断します。

一部事務組合北部松山衛生センター組合は直ちに解散の判断をするべきと強く申し添え、反対討論とします。

◎賛成討論（一般会計）

横山 一康議員

令和5年度は、3年間続いたコロナ禍を乗り越えた年となりました。令和5年5月8日、感染症法の2類相当から季節性インフルエンザ並みの5類にコロナウイルスが引下げられました。

これに伴い町内においても、地域、行政、学校、産業等あらゆる場面において日常生活を取り戻しました。

町の取り組みとしては、コロナ禍を引きずりつつも新規事業として、行政情報発信用アプリ構築事業、新函館農協合併支援事業、温泉ホテルきたひやま長寿命化改修事業、防災マップ作成事業などを実施してきました。

また継続事業として、住宅リフォーム等助成事業、衛生センター最終処分地整備事業等を実施し、町民の福祉向上に努めています。

令和5年度一般会計歳入総額は、97億6129万円、歳出総額は95億1938万円となり、歳入歳出差引額は2億

第4回定例会



4190万円となりました。

また、翌年度へ繰り越すべき財源を差し引いた実質収支は、2億3247万円となり、財政調整基金へ1億2247万円を積立てました。

財政指標等については、財政力指数が0.01ポイント上昇し0.17、経常収支比率が0.3ポイント上昇して86.0%となり、交付税などの依存財源の比率が高い上に、経常経費が高止まりし、財政の硬直化が進んでいることが伺えます。

これらを踏まえ、決算審査特別委員会において議論されたことをもとに、4点の改善要望事項を述べさせていただきました。

①町民生活を下支える財政出動についてです。

物価高騰の影響を大きく受けているのは、高齢者の方や子育て世代、低所得世帯の方々です。生活弱者への支援を柔軟かつ迅速に実施すべきだと思います。

②広報広聴体制の充実について、まちづくりの原点は、町民の声にしっかりと耳を傾け寄り添うことです。

これまでの広報広聴からさらに踏み込んだ体制の構築を期待いたします。

また各種計画の策定においては、町民の意見を広く酌み取る仕組みも今後構築していただきたいと考えます。

③住宅リフォーム事業の継続について、委員会の中で複数の議員から事業継続に向けての質疑がありました。

財政状況は十分理解できませんが、快適な住環境の整備、経済対策などとしても、波及効果が大きいと思いますので、しっかりと検討していただきたいと思っています。

④北部松山衛生センター組合について、本来一部事務組合であり、組合及び組合議会にて課題に対処していただくことでありますが、毎年多額の負担金を町は支出しておりますので、早期の積極的な課題

解決を求めます。

人口減少が進み、少子高齢化、産業の担い手不足等の課題が解決しない閉塞感の中で、物価高騰が常態化しています。財政の健全化と町民生活の下支えをする、財政出動の両面を意識したバランス感覚のある財政運営を今後強く求め、賛成討論とします。

◎反対討論（一般会計）

菅原 義幸議員

歳入総額97億6100万円の令和5年度せたな町一般会計は、2億3200万円の実質黒字決算でありました。この黒字は急速な人口減と少子高齢化、基幹産業の不振と、後継者難を打開するために必要不可欠な予算を切り捨てた結果であり、手放しで喜べるものではありません。

決算認定に反対する第1の理由は、新函館農業協同組合せたな営業センター事務所改修工事費1億3051万6100円を全額補助する一方で、小学校修学旅行貸切りバス料

金支援、高齢者向けハイヤーチケット交付事業、補聴器購入補助事業、全町の通院バス代無料制度、まちなかバス、新チャレンジ制度など、切実な町民の要求を切り捨てたことです。深刻な介護サービス事業の現場から目をそらし、介護事業持続化基金導入提案にも全く聞く耳を持ちませんでした。

第2の理由は、議会が社協運営事業補助金を当初予算から37万5千円を減額修正したことです。

社協は違反採用、不適切勤務、文書偽造だけでなく、不適切出張による町補助金の不正運用をしていましたが、社協会長は全面否定し、次長は参考人出席を拒否しました。人件費の大幅削減を町民にアピールしながら、町には37万5千円の人件費を増額要求し、町長も鵜呑みにして議会に提案しましたが、議会は全会一致で拒否しました。社協の一連の不適切行為について拱手傍観、無為無策の町長に対する痛烈な批判を意味するもの

です。

第3の理由は、町政の諸矛盾の表面化です。横領事件に関わる公文書非公開、町長が役員である法人への違法な補助金支出をクラスター協議会議事録関連文書の非開示措置、海外を含む頻繁な出張と、町内業務の空洞化、町民への自己責任の強調と不公平な一次産業支援、町道山麓通線買収事業の弁護士への丸投げ、特定企業との過度な接近等、諸矛盾があらわになったことです。

第4の理由は、明らかな虚偽答弁、頻繁な答弁調整による議会の空転、質問、質疑と無関係の答弁の繰り返し、議員からの提案に対する硬直した態度など、目に余る議会対応です。

第5の理由は、政策展開に新鮮みや将来ビジョンが見えず、多選の緩みとマンネリが顕著なことです。

1期目に掲げた公約であるバランスのあるまちづくり、しがらみのない町政等は望むべくもない現状です。

合併時1万1千人を数えた人口も既に6千人台まで落ち込み、3区の格差や高齢化も著しいものがあります。

新しいリーダーのもと、希望のあるまちづくりに大きく踏み出すことを願いまして反対討論とします。

◎賛成討論（一般会計）

真柄 克紀議員

監査意見書では、係数の値及び提出書類は概ね正確であり、予算の執行についても適正に執行されていると指摘されています。

ただその中で、財政構造の硬直化、事務事業や既存制度等の見直しを図り、行政の簡素化、効率化を積極的に推進し、町政の重要課題に取り組む必要性が強く指摘されています。

決算に対して監査委員は、係数、数字の正確性等あるいは、手続きに対する作業等について調査し、またそれに対して議会は決算審査を通して、政策的な見地からの立場で調

査されるものであると考えます。

この委員会の中で、各委員の精力的な調査活動は十分に発揮されていると思います。審査にあたり、委員会の中で行われた質疑がどのように、令和6年度の予算及び課題に反映されていくのかという声が数多くの委員の中からも発言されました。

その結果として、いろいろな答弁を踏まえて決算内容の係数調整等から見ると、特にこの認定を否とするに当たらないと判断します。

しかし、いろいろな角度から多くの強い指摘がなされたことも事実です。特に各事業の適正度合いに対する費用対効果の確実な見極めを常に意識し、審議内容を十分に検討しながら日々の政策に生かすことを強く指摘し賛成討論とします。



冬の交通安全 気をつけましょう!!

交通事故が多発する冬を安全に過ごすため、
交通安全について家族みんなですっかり確認し、
危険を見逃さず事故防止に
努めましょう。



令和6年度補正予算

会 計 名		今 回 補 正 額	補 正 後 の 予 算 額	
一 般 会 計 （ 第 6 号 ）		6,919万8千円	97億8,482万4千円	
一 般 会 計 （ 第 7 号 ）		6,237万円	98億4,719万4千円	
特 別 会 計	国民健康保険事業（第2号）	55万2千円	11億4,960万1千円	
	国民健康保険事業（第3号）	171万3千円	11億5,131万4千円	
	後期高齢者医療（第1号）	△1,013万5千円	1億7,126万円	
	介護保険事業（第3号）	△408万8千円	11億8,956万7千円	
	介護保険事業（第4号）	176万2千円	11億9,132万9千円	
	介護サービス事業（第1号）	84万円	6,574万5千円	
	介護サービス事業（第2号）	39万2千円	6,613万7千円	
	風力発電事業（第3号）	1万円	2,745万2千円	
簡易水道事業会計（第1号）				
収益的収入及び支出		収 入	221万1千円	4億6,645万7千円
		支 出	159万1千円	4億323万1千円
資本的収入及び支出		収 入	680万円	1億7,794万8千円
		支 出	682万1千円	2億4,393万9千円
病院事業会計（第3号）				
収 益 的 収 入 及 び 支 出		175万2千円	11億1,647万9千円	
病院事業会計（第4号）				
収 益 的 収 入 及 び 支 出		1,474万7千円	11億3,121万8千円	

補正の主な内容

◎後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)

◎一般会計補正予算(第6号)

こども家庭センター開設準備に係る経費の追加、産地生産基盤パワーアップ事業補助金、産業担い手育成奨励金、畜産飼料高騰対策事業補助金、ふれあいプラザ暖房用ボイラー改修工事、サケ定置網施設災害復旧費用助成金、各種事務事業の精査などによる増です。

◎介護保険事業特別会計補正予算(第3号)

各事務事業の精査や、介護給付費負担金等返還金などによる減です。

◎一般会計補正予算(第7号)

人事院勧告による給料表等の改定に伴う増です。

◎介護保険事業特別会計補正予算(第4号)

人事院勧告による給料表等の改定に伴う増です。

◎国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)

人件費の精査や、国庫補助金等精算に係る返還金による増です。

◎介護サービス事業特別会計補正予算(第1号)

各事務事業や人件費の精査による増です。

◎国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)

人事院勧告による給料表等の改定に伴う増です。

◎介護サービス事業特別会計補正予算(第2号)

人事院勧告による給料表等の改定に伴う増です。

◎風力発電事業特別会計補正
予算（第3号）

燃料費の追加による増です。

◎簡易水道事業会計補正予算
（第1号）

・収益的収入及び支出

修繕料の追加や企業債利息

の追加による増です。

・資本的収入及び支出

工事請負費の追加による増
です。

◎病院事業会計補正予算
（第3号）

・収益的収入及び支出

職員の入退職に伴う人件費
の精査などによる増です。

◎病院事業会計補正予算
（第4号）

・収益的収入及び支出

人件費の精査による増です。

条 例

◎せたな町行政組織条例等の
一部を改正する条例につい
て

効果的な行政サービスの提
供と効率的な行政運営を図る
ため、関係条例の一部を改正
しました。

◎せたな町非常勤特別職員の
報酬及び費用弁償に関する
条例の一部を改正する条例
について

非常勤特別職員の報酬額等
の見直しを図るため、本条例
の一部を改正しました。

◎せたな町青少年旅行村条例
の一部を改正する条例につ
いて

せたな町青少年旅行村の管
理運営を指定管理者制度へ移
行し、効率的かつ効果的な施
設運営を図るため、本条例の
一部を改正しました。

◎刑法等の一部を改正する法
律の施行に伴う関係条例の

整理に関する条例について
刑法等の一部を改正する法
律の施行に伴い、所要な規定
の整備を図るため、本条例の
一部を改正しました。

◎せたな町長等の給与等に関
する条例の一部を改正する
条例について

人事院勧告に基づく国家公
務員の給与改定に準じて、せ
たな町長等の期末手当を改正
するため、本条例の一部を改
正しました。

◎せたな町職員の給与に関す
る条例の一部を改正する条
例について

人事院勧告に基づく国家公
務員の給与改定に準じて、せ
たな町職員の給与月額等を改
正するため、本条例の一部を
改正しました。

そ の 他

◎財産の無償譲渡について
（IRU関係）

本町の町有財産（IRU設
備）を整備当初から設備等を
貸し付けている通信事業者へ
無償譲渡し、効率的な整備運
営と安定的なブロードバンド
サービスの提供を図るため、
地方自治法の規定により議決
しました。

◎公有水面埋立て免許の出願
に伴う意見について

水産物供給基盤機能保全事
業により、埋め立てしようとして
いる第1種狩場漁港（中
歌地区）の岸壁について、老
朽化したマイナス3.0m岸
壁及び、マイナス3.5m岸
壁1の前面をコンクリート拡
幅による施設機能の保全が必
要なことから、公有水面埋立
法の規定により、議決しまし
た。

発 議

◎せたな町議会の個人情報
保護に関する条例の一部を
改正する条例について

国の刑法等の一部を改正す
る法律の施行に伴い、罰則の
定めのある条例や規則の中に
「懲役」または「禁固」など
の字句があるものについては
「拘禁刑」と改めるよう通達
があったことにより、本条例
の一部を改正しました。

◎せたな町議会議員の議員報
酬及び費用弁償等に関する
条例の一部を改正する条例
について

人事院勧告に基づく国家公
務員の給与改定に準じて、議
員の期末手当を改正するため、
本条例の一部を改正しました。

決 議

◎せたな町長、高橋貞光君に
対する問責決議について

高橋貞光町長は、議会及び
委員会において、複数回にわ

たり虚偽答弁を繰り返して、真
実が明確になった後もなら
反省の色が見られないことは、
町政執行者として非常に不誠
実であると言わざるを得ない。

また、度重なる答弁調整と、
質問や質疑の本質と無関係な
答弁を際限なく繰り返すこと
は、町長の答弁能力の不十分
さによるものである。

これらのことから、町長と
しての政治的・道義的責任を
強く問うと共に、今後、質問
や質疑に対しては、誠実に答
弁することを要求するもので
ある。

提出議員 福嶋 豊議員
賛成議員 榊田 道廣議員

〃 横山 一康議員
〃 本多 浩議員
〃 吉田 実議員
〃 大湯 圓郷議員

※全会一致で可決されました。

意 見 書

◎将来に希望が持てる次期基
本計画の改訂と現場に寄り
添った農業政策の実現を求
める意見書

世界の食料需給は、気候変
動による異常気象の頻発、途
上国を中心とした世界人口の
急増に伴う食料需要の増加等
により不安定化し、特に、多
くの食料を輸入に依存してい
る我が国は、ウクライナ侵攻
など世界情勢の変化や円安な
ども相まって、食料安全保障
としての政府の役割に、国民
は期待をしつつも不安を抱い
ています。

一方、日本農業は、少子・
高齢化に伴い農業就業人口が
著しく減少し、荒廃農地が増
加の一途を辿っています。そ
のことは、農業の未来そのも
のに影響を及ぼすだけではな
く、国民の命の源である食料
と健康の維持に不可欠な国内
農産物の生産指標を示す食料
自給率の低下や地域経済の衰
退を招いています。

そのような中、今通常国会

では農業関連法案と併せて四
半世紀振りに「食料・農業・
農村基本法」の改正案が提出
されました。しかし、改正に
あたって農業生産現場では、
今まで食料自給率目標がなぜ
達成されなかったなどの検証
のほか、国内農産物増産を図
る施策や食料安全保障の強化
に向けた予算の拡充等が議論
されると期待しましたが、食
料自給率の向上など食料安全
保障として本来の議論が不十
分な中で成立しました。

また、食料供給困難事態対
策法案などの農業関連法案の
国会審議では、農業者に前科
を伴う罰則規定を設けるなど
生産現場とかけ離れたものと
なった経過にあります。

こうしたもとで、去る10月
27日に投票票された衆議院議
員総選挙においては、与野党
が均衡する状態となったこと
から、今後は国民のための議
論が活発に行われるなど対等
な審議のもと生産現場に寄り
添った政策の実現が求められ
ています。

については、来年3月までに

改訂する次期基本計画など今
後の農政の推進にあたっては、
国民の生命と健康を守る食料
安全保障を強化する観点に立
ち、農業者の声を反映した施
策の実現が図られるよう下記
の事項を要望致します。

1. 今後の農政の推進にあた
っては、改正基本法に基づ
き、国民の命の源である国
内農業生産の増大を図るこ
とを基本とした食料安全保
障の強化に向けて、農業予
算を大幅に拡充するとともに、
生産者に寄り添った農
業政策を実現すること。

2. 次期基本計画の改訂にあ
たっては、生産現場の意見
を十分に踏まえ、食料自給
率の向上や農業生産基盤の
強化など食料の安定供給が
図られ、将来にわたり多様
な農業者が再生産可能とな
る所得政策を確立すること。

3. 農村地域の維持・発展に
資するため、地域の魅力発
信や移住・定住促進のほか、

地域コミュニティの維持、
労働力の確保など国内農業
の再生と将来にわたり安心
して経営が継続できるよう
農村政策を拡充・強化する
こと。

提出議員 本多 浩議員
賛成議員 藤谷 容子議員
〃 榊田 道廣議員
〃 真柄 克紀議員
〃 大湯 圓郷議員
〃 菅原 義幸議員

※全会一致で可決されました。



◎高等教育の学費軽減・奨学金返済の負担軽減を求める意見書

大学の初年度納入金（2023年度）は国立大学で82万円、私立大学では平均148万円にもなり、学生生活は限界、保護者負担も重く、なかには学業をあきらめざるを得ない人も生まれています。学生の約8割がアルバイトに追われ、3人に1人が貸与奨学金を借り、平均で300万円の「借金」をかかえて社会に出る状況で、若い世代の抱える奨学金返済額は10兆円にものぼります。

学生からは、「1日1食。食費を月2千円に抑えている」、「週5日のアルバイトで勉強時間が取れない」との声が寄せられ、「日常生活の中で悩んでいることや気にかかっていることは、『生活費やお金のこと』が47%で最多（全国大学生生活協同組合連合会「第59回学生生活実態調査」と深刻な実態が報告されています。若い世代にとって奨学金返済の経済的負担は大変に重く、結婚や育児といった生活設計

に悪影響を与えています。

学費無償化は国際的な流れです。ヨーロッパでは、教育無償化に踏み出し、維持している国が少なくありません。日本も批准している国際人権規約は、「高等教育は、すべての適当な方法により、特に、無償教育の漸進的な導入により、能力に応じ、すべての者に対して均等に機会が与えられるものとする」としています。

その一方、日本の高等教育への公的支出（GDP比）は、OECD加盟国平均の半分以下と最低レベルを続けています。このことが、学費の高騰や奨学金貸与額の増加につながっています。学費を値下げして無償化へ進むことは世界標準の教育政策であり、日本政府の国民と国際社会への公約でもあります。

先の総選挙では、高等教育の学費について、多くの党が「無償化」を訴え、一致可能な今こそ、学費無償化に踏み出し、学生と保護者の苦難に応える時です。

よって、政府においては高等教育予算を抜本的に増額し、次の施策をとることを求めます。

1. 大学、短期大学、専門学校の「学費ゼロ」にむけて、当面、授業料半額に踏みだすこと。
2. 実際に入学しなくても返還されない入学金制度を廃止すること。
3. 給付中心の奨学金制度を創設すること。
4. 奨学金返済の半額免除を行うこと。

提出議員	藤谷 容子議員
賛成議員	梶田 道廣議員
〃	本多 浩議員
〃	菅原 義幸議員

※全会一致で可決されました。

◎刑事訴訟法の再審規定の改正を求める意見書

今から58年前の1966年に、静岡県で起きた放火殺人事件で死刑判決が確定した袴田巖さんの再審公判で、今年9月26日に静岡地裁は無罪とし、裁判が長引いたことを謝罪しました。判決は、有罪の決め手となった証拠は捜査機関によるねつ造だと断じ、冤罪と認めました。これは公権力による重大な犯罪行為、最悪の人権侵害です。

袴田さんの身体拘束は48年間に及び、死刑囚として過ごしたのは34年を数えます。袴田さんの自白は、連日12時間にも及ぶ脅かしを伴う取り調べによるものであり、今回の判決は、「肉体的・精神的苦痛を与えて供述を強制する非人道的な取り調べ」による「実質的・・・ねつ造」であると断じました。

袴田さんの裁判を長引かせたのは、検察の姿勢です。第2次再審請求審で静岡地裁は2014年に再審開始を決定し、袴田さんを釈放しました。

しかし検察は抗告し、高裁、最高裁を経て高裁に差し戻され、2023年に東京高裁が証拠ねつ造の可能性を指摘し、やっと再審開始が確定しました。

冤罪は国家による最大の人権侵害ですが、死刑確定後に再審で無罪となったのは、今回で5件目であり、誤った捜査と司法判断で、国家によって無実の人の命が奪われているりません。再審は冤罪救済の最後の砦です。現行の刑事訴訟法は、再審手続きの規定が不十分であり、次の三点の法改正を要望します。

1. 捜査当局が無罪を示す証拠を隠す例が起きているが、記録・証拠品の保管、再審での証拠の全面開示を義務づけること。
2. 再審開始に対する検察の抗告が冤罪被害者の救済を遅らせており、検察の抗告は禁止すること。
3. 再審手続きを明文化し、審理を公開すること。

提出議員 菅原 義幸議員
賛成議員 石原 広務議員

※全会一致で可決されました。

◎米の安定供給と食糧自給率の確保を目指す農政への転換を求める意見書

落ち着いたとは言いながら、今年の夏以降、全国的にスーパードで主食用米の品薄や値上がりが続き、大きな不安に見舞われました。昨年の猛暑の影響で高品質の米の流通量が減ったことや、訪日客を含むコロナ後の需要回復などがその要因とされる一方で、ロシアによるウクライナ侵攻や円安による小麦の輸入価格の上昇によって米に対する依存が高まったことが原因であると言われています。

昨年の主食用米の収穫量は661万トンで前年比9万1千トン減少したことにより、今年6月時点の主食用米の民間在庫量は速報値で156万トンと、1999年以来過去最低を記録しました。その結果、需給

逼迫から7月の全国消費者物価指数は、米類が前年比で17.2%上がり20年ぶりの上昇率となり、生産者は一息ついたものの、消費者には高値安定という状態が続いています。

こうした事態に至った原因は、長年政府が進めてきた米の生産調整偏重政策にあると言われている。昨今の異常気象など気候変動のリスクにも極めて脆弱で、一過性にとどまらない我が国の食糧政策の構造的な弱点が明らかになりました。

現在、日本の食糧自給率は、カロリーベースでわずか38%にまで落ち込んでいますが、米の安定供給と食糧自給率の確保を目指す農政に転換するために、政府に対して次の5点を求めます。

1. 歯止めなき輸入自由化と市場まかせの農政を転換すること。
2. 水田つぶしに繋がる、米農家に対する生産減量政策を改めること。
3. 通常国会で成立した農業

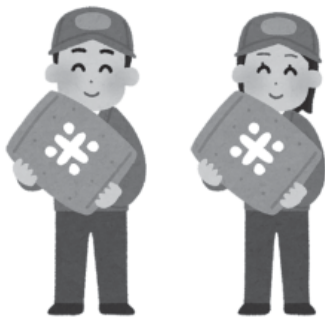
基本法の自給率の目標放棄を改めること。

4. 主要食糧安定供給のため、米・麦・大豆・飼料用トウモロコシなどの備蓄を制度化すること。

5. 農家の所得保障と価格保障に万全を期すこと。

提出議員 菅原 義幸議員
賛成議員 石原 広務議員

※全会一致で可決されました。



◎企業・団体献金の禁止を求める意見書

森友・加計学園問題や「桜を見る会」に始まる政治不信の中で、使途不明の裏金問題の発覚で政治と金の問題を巡る国民の怒りは頂点に達し、先の総選挙において厳しい審判が下されました。

政治資金収支報告書の虚偽記載問題では、政治資金パーティー券の不記載の多くが、企業や団体による大口の購入に係わるものでした。

政治資金は、主権者である国民の浄財で支えることが本来のあり方です。国民一人一人が自ら支持する政党に寄付することは、主権者として政治に参加する権利そのものであり、国民の代表を選ぶ選挙権・投票権と結びついた「国民固有の権利」です。

一方、選挙権を持たない企業・団体の高額献金は、国民個々の献金とは異なっており、大企業向けの政策決定に大きな影響を与えることは避けられません。

1994年成立の政治資金

規正法改正では、政治家個人への企業・団体献金が廃止され、2000年には、政治家の資金管理団体への企業・団体献金も禁止されました。しかし、政党本部・支部への献金は引き続き認められており、このことが大きな抜け道になっています。

従って、政党本部と政党支部への企業・団体献金を禁止するよう、政治資金規正法を改正することを要求するものです。

提出議員 菅原 義幸議員
賛成議員 石原 広務議員

※全会一致で可決されました。

議決された意見書については、関係各大臣宛に送付しています。

一般質問

6人の議員から一般質問があり、町長・教育長に答弁を求めました。

せたな町の酪農家で出産した雄仔牛の売払補助について

おおゆ みちさと
大湯 圓郷 議員



質問

酪農家で生まれた雄仔牛、又レ子の販売額は年々低下傾向にあり、悪い時には平均1万円以下の時もありました。又レ子を育てるためにも、成牛を育てるためにも飼料価格が高騰している一方で、又レ子の売り払い金額が大幅に下落している状況について、酪農家は頭を抱えているようです。

このような現状を少しでも打開していくために、雄仔牛の売り払いに対する補助制度の構築について、検討下さるようお願いします。

答弁 町長

現在の畜産個体販売市場取引の状況を見ますと、雄子牛の販売価格については、市場価格において10万円を超えている時期もありましたが、直近のせたな町生産者市場取引価格の平均は、令和6年11月で1万6千円となつて低い水準で推移しています。この酪農経営での副産物価格の低迷と合わせて現在、飼料高騰、資材高騰、あるいは肥料、肥やしですが、肥料の高騰など経営に必要な経費の高止まりで、畜産経営を圧迫していることは認識をしています。

畜産生産者への支援としては、副産物である個体販売価格への支援ではなく、経費の軽減策として畜産飼料高騰対策支援事業と合わせて、新たに生乳輸送費激変緩和支援事業を予定しているところです。

再質問

町側でも対応しているというところをお聞きしました。

例えば、生乳の輸送経費、飼料等の高騰に対する補助等と合わせて、又レ子等の金額のほうも少し気を付けて下さい。

この町から酪農家の方が1戸でも離れることのないよう、町側は見守って下さい。

再答弁 町長

酪農畜産につきましては、肥料、燃油の高騰等に伴う輸送費の値上げと、様々な部分で厳しい状況にあります。

先日、農協からは、昨年に引き続き飼料高騰対策、それから今年は生乳の輸送費の値上がり、期中から値上げをしています。

この部分についての支援もお願いするという農協あるいは、組合員であります酪農家の皆さんから要請を受けたところ、その部分について、しっかりと対応させていただくということとしました。

いずれにしても、酪農



をしつかり支えていくということになりますと、そうした負担増の部分を対応させていただくということを町として考えているところですので、このような対策をしながら持続可能な酪農経営を目指していきたいと考えています。

白別川砂防工事について

いしはら ひろむ
石原 広務 議員

ます。

答弁 町長

大成区白別川の白別ダムの

質問

スリット化工事が着工されているとの情報がありました。

次の点について、町で得ている工事内容をお知らせください。

さい。

①工事期間及び工事概要を教えてください。

②漁協や地元住民への周知はどのようになっているのかお聞きします。

③町長として、工事により危惧することがあれば対策を含めお示しいただきたいと思

況によつて工程が変更する旨の説明を受けています。

②令和4年度にひやま漁業協同組合大成支所への事業説明、また漁協理事を通じて大成宮野地区の住民からのスリット化への意見を伺い、早期のスリット化を望んでいるとの意見をいただいている状況です。今年度事業着手に伴い、今後関係団体や宮野地区において、住民への事業説明会を開催する予定ということ聞いています。

③このたびの工事に関し、函館建設管理部においても、砂防ダム機能を残しながらスリット化を目指し、施工方法など大学の先生や専門家などから助言をいただき、さらには大雨のシミュレーションも行った結果、特に問題ないという結果を聞いていますので安心をしております。

再質問

過去に起きた白別川堤防決壊や、工事による泥水などの前浜への流出など、地元住民や漁業者の不安解消のため町としてできる周知や対応をすべきと考えますが、町長の見解を示して下さい。

再答弁 町長

スリット化は、漁業者の皆さんが要望をしてきた事業です。漁業資源の拡大が漁業生産の振興を図ることからすると、スリット化は良いものと考えますが、地元住民の皆様にも当然、説明は必要と考えていますので、前浜への影響などの不安視する意見の調査も含め、北海道と連携をしながら対応をしていきます。

漁業振興策、育てる漁業について

質問

漁業振興策、育てる漁業について、次の点を伺います。

①町として、新たな海面増養殖事業に取り組むべきと考えますが、町長の構想などがあればお知らせください。

②以前に増養殖推進室を設置するべきと提案しましたが断られました。これは残念でした。

答弁 町長

様々な可能性がある前浜の実情に合わせ、協議や研究などを目的に「増養殖事業戦略室」(仮称)の設置を改めて提案しますが、町長の見解を示してください。

①令和3年度から取り組んできたトラウトサーモン海面養殖試験事業が事業化され、本年度より規模拡大を行い取り組みが開始されました。町と

しては、事業化された養殖事業を見守りつつ、今後、漁協より新たな海面養殖事業の取り組みについて要望があった際は、支援を検討してまいりたいと考えています。

②以前も回答したとおり、漁業振興については農林水産課の主たる業務です。

議員ご指摘の様々な可能性がある前浜の実情に合わせ、協議や研究においては各関係機関の助言並びに技術的指導をいただきながら、今までどおり対応してまいりたいというところで、新たな戦略室の設置については考えていませんので、ご理解いただきたいと思います。



再質問

トラウトサーモンの試験事業は、今年度より生簀を2基増設し、事業化されます。そういうことへ繋げるためにも、前浜の可能性を町側から率先して提起するべきであり、銀サケやウニなど、以前に議会の中で提案された増養殖事業の取り組みや、そういったことの協議をする機関、増養殖戦略室（仮称）の設置をするべきであると考えますが、いかがですか。

再答弁

農林水産課が、農業、漁業、林業などを推進するというのが仕事の課なので、戦略室というのは課の仕事の範囲内というように理解いただきたいと思います。

ごみの分け方、出し方について

質問

ごみの分け方、出し方について、次の点を伺います。

- ①資源ごみ指定袋を衛生センター側で責任を持って用意すべきと訴えてきましたが、その協議結果をお知らせ下さい。
- ②資源ごみ指定袋の無料配布を求めますがいかがですか。
- ③レジ袋が使用できない理由を改めて教えて下さい。

- ④資源ごみ処理料無料化が10月から始まり、回収率は上がったと捉えています。ブルー違反シールが貼られたままゴミステーションに放置されるケースも増えています。
- この状態に対し、構成町の町長としてどのような対策が考えられるか伺います。

- ⑤衛生センター倉庫に大量に在庫として抱えている各資源ごみ指定袋をどう処分することが適切か、町長の考えを伺います。

- ⑥在庫で抱えている各種資源ごみ指定袋を、当面の間は使用可能とし、全戸へ無料配布をしていただきたいと考えますが、町長の考えを伺います。

答弁 町長

- ①、②の質問について一括して答弁を差し上げます。資源ごみに使用できる透明、半透明袋は町内外を問わず入手できるため無料配布をせず、各自で用意していただくということで衛生センター議会の決定です。

- ③レジ袋については、指定の容量に満たない小型のものが多く回収中に飛散の恐れがあり、また個数の増加に伴いリサイクルセンターでの仕作

業の負担が増えるということ、また不透明なものが多く、かつ表面に印字をしているものが主であり、中身の確認が困難な袋が多いということで資源ごみ袋としては、使用が望ましくないという結論に至ったと聞いています。

- ④違反シールの張られたごみについては、原則排出した人が回収し、適正に再分別することとなっています。

町内会の班によつては、ステーションに違反ゴミがあった場合、回覧で周知して互いに啓発しあっているところもあると聞いていますので、衛生センターや構成町である今金町と協議し、改めて文書や防災無線等での啓発をしていきたいと考えています。

- ⑤在庫物とはいえ、あくまで衛生センターの財産ですので、衛生センターとしては、クリーン作戦や花いっぱい運動のごみを出す際に使う袋など、公用の利用を考えているということです。

⑥全戸への無料配布については、現在、逆に資源ごみ袋を可燃、不燃ごみ袋と交換、回収している最中であり、旧資源ごみ袋を無料配布するとなると混乱を招くことになりま

す。制度の定着にも影響を及ぼすことから不適當と考えているところ。組合内部では、パワハラ問題など、過去から続く治外法権的な状況の改善もなされていません。

ごみの分け方、出し方に関連して、組合自体の在り方について、改めて検証すべきだと考えますが、町長の見解を示して下さい。

再質問

ごみの分別に関しては、法律があることから、町民に責任を押しつけ、衛生センター組合自体が最終処分地の維持管理について、法律違反状態であると、新聞記事やNHKニュースにもなりました。

再答弁 町長

町民や、回収業者からの指摘などに関しては、当然、衛生センター組合として対応するということになります。パワハラ問題などへの指摘は、重く受け止めておきたいと思っています。

令和6年10月1日より 新たに2つの取組みを始めます

① 収集及び直接搬入「資源ごみ」手数料無料化

これまで

燃えるごみ、燃えないごみ、資源ごみ4種類（※1）は指定の「有料ごみ袋」ダンボール・雑誌等は箱などとして「処理券」を添付し収集場所へ出す

〈有料〉

燃えるごみ 燃えないごみ

指定の資源ごみ4種類

ダンボール・雑誌等は有料処理券

変更

令和6年10月1日から

燃えるごみ、燃えないごみは指定の「有料ごみ袋」資源ごみ4種類は「透明または半透明の袋」、ダンボール・雑誌等は箱などとして出す

〈有料〉

燃えるごみ 燃えないごみ

〈無料〉

資源ごみ4種類

ダンボール・雑誌等（資源ごみ4種類は透明又は半透明の袋で出し、詳細は資源の出し方ページをご覧ください）

〔※1〕資源ごみ4種類とは・・・「カン類」「びん・ペットボトル類」「その他紙容器類」「その他プラスチック類」のことです

《交換期》令和7年3月31日まで

あまった資源の袋と処理券は交換をお願いします

資源用袋・紙パック処理券があまった場合

燃える・燃えないごみ袋と交換します

資源用袋・紙パック処理券があまった場合

燃える・燃えないごみ袋と交換します

（指定回収日の資源ごみ4種類）

（指定回収日の資源ごみ4種類）

分別ハンドブック

子どもたちの遊び場の管理状況とこれからの方向性について



質問

せたな町は、3歳以上の保育料無料化や高校生までの医療費助成、学校給食の無償化など支援策を他の自治体に先駆けて制度化し、安心して子どもを産み育てることができ、環境を整備してきたことは評価しています。

しかし、制度面は整備されていますが「子どもたちの遊ぶ場所が少ないのではないかな」という声を聞きます。子育て支援制度の充実と合わせて子育て、環境の整備も充実させていくことが必要だと思っています。

よこやま かずやす 議員
横山 一康

以下の点について町長のご所見を伺います。

- ①子ども向け遊具のある公園の管理状況について
- ②公園や遊具の管理の方向性について
- ③屋内遊び場の設置について

答弁 町長

①子ども向け遊具のある公園については、遊具の定期点検を実施し安全管理に努めています。

②町内の子ども向け遊具のある公園については、いずれも遊具の老朽化が課題となっています。少子高齢化や人口減少等、社会状況が大きく変化している中で生活実態に合わせた公園の統廃合や利用頻度の高い公園への機能集約など

の効率的な整備が必要と考えています。

さけ観察広場は、令和7年度に遊具を一新し、今後、さけ観察広場を市街地における主要公園と位置づけ、幼児、児童をはじめとした遊び場、憩いの場として、たくさんの方に利用していただければと考えています。

③屋内の遊び場については、子育て支援センターのほか情報センター、体育館、プールがあります。今後は、公共施設の整備に合わせた検討していきたいと思っています。

再質問

屋内の遊び場については、第3期せたな町子ども・子育て支援事業計画のアンケートで、高いニーズがあります。今、町民体育館の中に小さな遊び場がありますが、そこには町民に寄附していただいた遊具や、町で準備した小さな滑り台とブランコ、小さなボールプールが設置されてい

ます。

しかし、スペースが非常に狭いので伸び伸びと遊べないという声が出ています。

町内では公共施設の空きスペースや閉校した学校も散見されます。そのようなところで活用をぜひ検討していただいて、屋内の遊び場の整備を前向きに検討していただきたいと思います。

再答弁 町長

屋内の遊び場については、体育館のプレールームや温水プールの子ども用プールなどに対応していますが、議員から提案あったように、既存の施設、公共施設を使うということも一つの方法であると思います。

ただ、公共施設を使う場合に、整備してそこでしっかりと利用していただくということになるので、場所も含め、総合的な検討が必要と考えています。



さけ観察公園

令和4年に施行された犯罪被害者等支援条例の改正について



質問

この条例は、令和4年せたな町議会、せたな町、せたな警察署及び多くの関係機関の協力のもと、犯罪被害者に対する支援のために制定された条例です。

しかし、その後知床沖の船舶事故等の事案には、その事故被害者が、せたな町の町民であった場合に、現在の条例では、対象を警察が犯罪被害者と認めた者と限定されている以上、これらの事故案件では対象にならないと判断されることとなります。

事故そのものが大変悪質で

真柄 克紀 議員
まがら かつのり

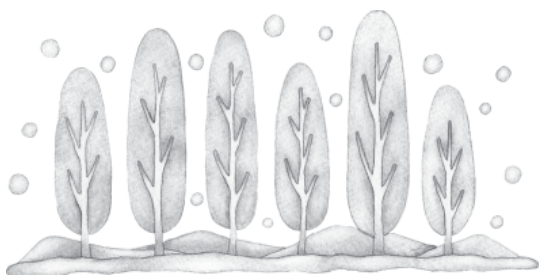
あり、それによって町民が被害を受けた場合にも町として支援ができるよう現条例に盛り込んで、より強硬に町民の安心を支える条例改正の必要性を町に求めています。予算審査特別委員会が開催されて以降、現時点まで町はどのように取り組み、今後どのように改正に向けて進んでいただけるのか伺います。

答弁 町長

3月の予算審査特別委員会で真柄委員から意見を受けた後、担当者において先進事例として道内5市町村の実例、重大な過失事故、悪質な事故を支援している導入背景等を検討し、10月、11月には、担当職員が国及び道主催の犯罪被害者支援担当者会議に出席し、調査を続けてまいりました。

その結果として、犯罪及び事故被害者に対する支援の重要性については、十分に必要性を認識できたと考えています。

今後、条例の改正に向けて詳細を詰めながら、さらなる条例の強化のための改正案を令和7年第1回定例会に向けて提案できるよう、作業を進めているということで、理解をいただきたいと思います。



せたな町マスコットキャラクターの使用の基準等について

質問

せたな町のマスコットキャラクターの使用基準について、町として今日までの運営及び所見について伺います。

平成27年にマスコットキャラクターとして、セターナちゃんを定めています。このマスコットキャラクターは、業態を問わず一般にも使用され、町民から広く親しめる存在となっています。これは町の公式キャラクターですから、町はキャラクターの適正な使用の管理と所管運営に対する責任が生じます。

そこで、セターナちゃんの使用基準についてお知らせ願いたい。その見解を示していただきたい。また、今までにセターナちゃん使用に対する問い合わせの事例及び、それらの対応について伺います。

答弁 町長

セターナちゃん使用基準は、せたな町マスコットキャラクターの使用に関する要綱において、

①営利、非営利を問わず使用可能。
②営利目的で使用する場合は、意匠変更使用申請書兼承認書にて承認が必要。

また、使用を不承認とする場合については、

①町及びセターナちゃんの信用や品位の失墜に至るおそれのあるとき。

②法令または公序良俗に反し、または反するおそれがあるとき。

③特定の政治、思想、宗教などの活動を助長するおそれのあるとき。

④セターナちゃんの正しい使用方法に限って使用せず、または使用しないおそれがあるとき。

⑤町長がセターナちゃんの使

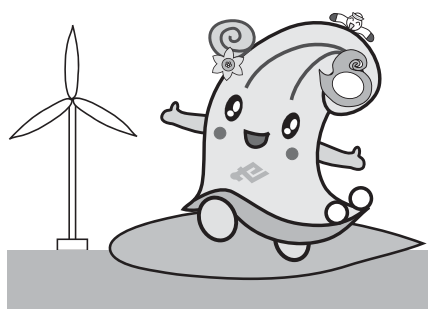
用を不相当と認めたとき。
以上のような基準をもとに運用しています。

使用承認申請の提出件数は、今日までで46件の申請があり、全てに使用承認をしています。

再質問

実際にマスコットキャラクターを使用する際、町民の方々もどのように使用可能なのか、どう運営し、どの程度まで使用の自由が担保されるのか理解できないとの声があるにありません。

このキャラクターの有効利用は町民のアピール、対外的情報発信に非常に大きな力があると思います。営利、非営利に関しては、ほぼ束縛されることなく町民が利用できること、セターナちゃんの活用を呼びかけ、効果をさらに上げてもらえるよう、町民へ使用についてPRしつつ、きちんと制度を説明する必要があるのではありませんか。



再答弁 町長

真柄議員からセターナちゃんを要綱どおりきちんと使用するということであるというように受け止めました。これらについて有効活用をされるということは、町の最初からの思いです。

要綱の示す範囲で利用して下さいということを様々な形でお知らせをし、効果を発揮するよう町民へ利用を促したと思います。

再々質問

私に対しても町外の物流業者から、販売促進にマスコットキャラクターは使用可能なのかという問い合わせがあります。

使用ルールをしっかりと情報発信し、対外的にセターナちゃんをアピールし、各方面で活用機会を今以上に広げることが、デジタル時代の加速の中で物流や、観光情報の発信においても魅力のあるものと思います。

再々答弁 町長

町としても、町の販売促進などに大いに利用していただければ、というように思っています。

要綱に基づいた使用目的でしっかりと活用されることが一番望ましいこととなりますので、販売促進、せたな町の特産品のイメージアップに繋がるよう、大いに活用していただきたいと考えているところです。

年末年始を迎えた町民に対する 経済的支援の取り組みについて

質問

2024年末における、町民を取り巻く経済環境についての見解を求めます。

今年、国内のエンゲル係数は、1982年の第2次石油ショック並みの高さに上るそうです。特に年金生活者の無職世帯では、30%を超えているとされています。

この1年、全国的に物価高騰インフレ下であり、12月19日から段階的に政府の高騰抑制補助金の削減が始まり、さらに生活の負担が増してきました。国は補正で対応を考えるとありますが、この暮れを向かえて2人以上の世帯では、消費において新型コロナウイルス前の水準を下回っているとされています。

私は、町の12月定例会の補正予算に期待をしていましたが、多数を占める勤労世帯及び、年金対象者等への対策はありませんでした。

年末に向けて町内の現状をどう分析し、政策の必要性について検討されたのか伺います。

答弁 町長

町内の経済環境についてですが、おっしゃるとおり大変苦しいものと認識しています。

こうした町民生活を支援するために、国が令和6年度補正予算で予定しています、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を一部利用して、町民1人1万円の商品券事業として商品券の配布を現在、検討しています。交付金の決定が遅れているので、時期については現在未定です。



再質問

大変厳しい環境と認めながら国の補正が決定するまで、町として今できることを検討することもなく、何も暖かい手を差し伸べることがないというのは、本当に町民に寄り添った調整がされているのかと疑問に感じます。

私としては、12月までにまず町独自の対策を示して欲しかったです。

一次産業には、今回何点かの補正予算が提出されていますが、二次、三次産業には何ら手当がなされないことは、誠に残念です。

再答弁 町長

町を預かる者としては、大変町民の皆様の懐は厳しいと重々承知していますが、町の財政もこの環境下でダメージが大きいものがありますので、従来のような不用額はなかなか見込めないことから、町から単独の財源でなく、今回の交付金を活用しながら年末年始に間に合いませんが、そのように対応してまいります。

再々質問

例えば、一軒あたり5千円の商品券の配布を年末に実施することにより、商工関係者からも喜ばれる政策はできたのではないですか。

国から交付金が無いから何もできないというのは、大変情けないです。

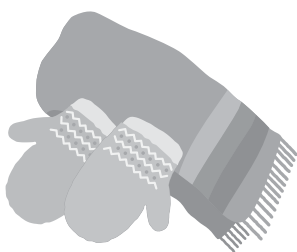
今年は幸いにも、昨年、一昨年のような災害はありませんでした。そのような事態も分析しながら知恵を出すことはできなかったのですか。

また、このような提案は、庁舎内や関係団体を含め何も無かったのでしょうか。

再々答弁 町長

そのような提案はありませんでした。これは役場職員もやはり台所状況は厳しいと十分承知しているものと思います。

ただ、議員の貴重な意見でありますので、今後できるだけ予算、財源の捻出についてしっかりと検討してまいります。



住宅リフォーム助成事業の継続を

藤谷 容子 議員
ふじたに ようこ

この事業の内部評価も外部評価も、「現状のまま継続」です。町長は、この事業の継続について、その後どのように検討されたのか、お伺いします。

質問



決算審査特別委員会で、住

宅リフォーム助成のことで、住
り上げ、地域経済の活性化、
住宅を長寿命化することによ
る空き家対策、町民が安心し
て快適に暮らす居住環境の整
備という、メリットが三つも
ある制度なので、ぜひ期間限
定ではなく、続けて欲しいと
いう意見を述べました。他の
議員の発言もあり、町長から
検討するという答弁がありま
した。

この事業は、省エネ対策に
もなります。

また、今年のせたな町創生
有識者会議の報告書によると、

答弁 町長

住宅リフォーム助成事業は、
1 回目が平成24年度から3年
間、2 回目が令和3年度から
の3年間実施しており、延べ
件数で1098件、助成額は
約2億円に達しています。

住環境整備、地域経済の活
性化に大きく寄与したと思っ
ています。

先の決算審査特別委員会では、複数の議員から事業継続
希望の声をいただき、また、
町民からも事業の有無に関し
て問い合わせが断続的にあり、
町民のニーズに合った事業の
一つであることから、令和7
年度予算において、事業実施
を予定したいと考えています。

より良い住環境を整備し、
町民が安心して長く住めるよ
う、事業内容について精査し、
提案させていただきます。

再質問

町民の声、内部評価、外部
有識者による評価、これを無
視したら独裁ですね。

今後は、有識者も含めた町
民の声をしっかりと聞き、良
い政策は期間限定ではなく、
一貫した町の政策として、継
続して取り組んでいただきたい
と思います。いかがでしょ
うか。

再答弁 町長

前向きに検討させていただ
きます。



小中高校入学者への祝い金の交付を

質問

日本一子育てしやすい町を
目指しているせたな町は、今
後どのような子育て支援策を
考えているのでしょうか。

私は、昨年の9月定例会で、
小中高校の入学祝金の提案を
しました。町長は、今後の町
の取り組みべき事業の優先度
を見極めながら検討していき
たいと答弁されました。

決算審査特別委員会でも、
町長は、「検討します」とはっ
きり答弁されました。そこ
で、町長にお伺いします。

- ①来年度の小中高校の入学予
定者は、それぞれ何人ですか。
- ②小中高校入学にかかる経費
を入学祝金として支給するこ
とについて、どのような検討
をされましたか。

答弁 町長

①来年度の入学予定者は、小
学校は29名、中学校は38名、
高校は40名となっています。

②入学祝金の支給について、
ご要望も踏まえ、効果的な支
援策について教育部局ととも
に検討しているところです。
優先度、歳入歳出の状況等
を見極めた上で、子育てにか
かる保護者の経済的負担軽減
を図る考えであります。

再質問

今度中学に入学される方の
保護者の方から、制服や体操
服など、入学にかかる費用が
約10万円だと聞きました。ま
た、高校に入学するお子さん
の保護者から、高校入学は10
万円以上かかるという声も聞
いています。

今、子どもが本当に少なく
なっています。合計100名ちょ
っとです。全員に10万円とし

充実した地域公共交通を

て1千万円、半額だったら500万円。日本一子育てしやすい町を目指しているせたな町として、ぜひ検討していただきたいと思っています。

子どもはこれからの社会を作っていく大切な存在で、本来、教育は無償であるべきだと考えますので、検討をよろしくお願いします。

再答弁 町長

町としては、あらゆる手立てを持って財源確保に努めさせていただき、新年度予算を編成したいと考えているところです。

そうした中で、重要施策を藤谷議員からも様々な要望があります、他の議員からも大変多くの要望を受けているところです。

これらにしっかりと対応するということになりますと、相応の財源が必要となりますので、財源確保にしっかりと努め、できるだけ議員の要望に応えられるように努めてまいりたいと考えているところです。

質問

私は3月の定例会で、まちなかも運行するデマンドバスについて質問しました。町長は、まちなかデマンドバスの対応は最終目的で、業者と相談してできるだけ早い時期に実現をしていきたいと答弁されました。

デマンドバスについては、決算に係る報告書で、効率的かつ持続的な公共交通でドアツードアの実現や、選択できる便数の設定等により利用者の増加や利便性の高まりが得られていると書かれています。次の点について、町長と教育長の見解をお伺いします。

①現在、実証運行しているデマンドバスを、選択できる便数にしていきたい。

②デマンドバスに愛称をつけ、どの地区に住んでも便利に利用できるものにしていただきたい。

③まちなかのデマンドバスを早く実現していただきたい。

④高校生もスクールバスに乗れるようにしていきたい。

答弁 町長

①実証運行している大里方面と、若松方面のデマンドバスについて、両方の路線ともに患者バスの運行日に加えて、週一便を増便して実証運行しています。実証運行の期間を3月末まで延長して、利用しやすい運行形態についての検討を行っているところです。

②現在は、地域公共交通計画に基づき、デマンド路線の整備を実施している途中ですので、全線の路線が整備されてしっかりとした路線図ができあがるタイミングで、愛称についても検討したいと考えています。

③地域公共交通活性化協議会にて、順次デマンドバス路線の整備を実施しています。

町内の交通基盤をしっかりと固めてから各デマンドバス路線及び、瀬棚線や久遠線などの接続を考慮した上で、まちなかバスの運行に向けた検討に入る予定です。

答弁 教育長

④高校生のスクールバス利用につきましては、様々な利用条件がありますので、それらを整理する必要があることから、利用できるかどうかを含めて検討していきたいと考えています。

再質問

デマンドバスは、予約がないと走らない、予約をした人数によって車の大きさが変わるということで、本当に無駄がなく、目的地まで行けると言うことで、素晴らしいバスだと思っています。

ところが、若松では、患者バスが予約バスになったと思われる方が多いのです。

せめて設定だけでも1日1便ではなく、太櫓と同じように選択できる便数を用意していただきたいと思っています。なぜ路線図ができてからでなければ、まちなか運行ができないのでしょうか。スクールバスについては、子どもの声も聞いて、検討していただけたらと思います。



デマンドバス車両（前後）

再答弁 町長

患者バスが予約バスになったという認識をしておられるということは、デマンドバスとしての利用を十分お知らせできていないせいだと思います。反省をしています。このバスに乗って、町あるいは、友達の家にでかける機会を増やしたということです。

今、実証試験中ですので、様々なご意見をいただきながら、本格運行に向けて作業を進めています。

1回に全部をデマンド化というのは、運転手の確保、車輛の確保等もありますので、段階的に進めなければなりません。民間の公共交通もありますので、その辺の調整もしていかなければならないということです。

ただ今、2地域の実証運行をやっていますが、この後、愛知、丹羽方面、小倉山方面も残っています。これらもできるだけ早い時期に準備をして、実証運行を進めて、本格運行に繋げてまいりたいと思っています。

再答弁 教育長

スクールバスに高校生を乗せるということは、函館バスの瀬棚線に繋ぐということで、まず時間の問題、スクールバスは学校に間に合えばいいのですが、学校の時間と函館バスの時間が違いますので、これからの時期など、スクールバスが来るのを待つてくれるのかや、学校が休校になった際の対応、連絡です。

あと高校生を乗せることによる定員増となった場合の対応、スクールバスの運行経路外の対応もあります。

そうすると、地域公共交通の関係にもなりますので、いろいろ調べて調査、確認はしますけれども、少しお時間をいただくことになるかと思えます。

再々質問

デマンドバスは患者バスとは違う、友達のところに出かけることもできるというお話がありました。この時間と便数では、若松の人が富里に行くと、泊まらないと帰って

来られないのです。

実証試験運行の2月3月は、便数を増やしてただけませんか。

再答弁 町長

所管している課長に聞いたところ、なかなか難しいという状況です。地域公共交通活性化協議会で相談しなければならぬ状況とのことです。

また、陸運局への対応も必要ということですので、今のご意見をいただいて、その辺の整理をさせていただきたいと思っています。

※藤谷議員の4問目の

一般質問については、

議会広報発行要領によ

り、2000字以内に要

約して掲載することと

なっております。

なお、質問項目は本

人が決定しております。

除雪サービスについて

質問

除雪の悩みや不安をよく聞きます。高齢者や障がい者を対象とした除雪サービスの助成金額が決められた平成27年度から、燃料費も高騰していますし、掻き手不足も深刻になっています。助成額の増額が必要ではないでしょうか。

答弁 町長

今年度につきましては、契約ができていたという状況です。もし来年に向けて、いろいろと不都合なことが起きるということであれば、また担当課で検討させるということにしたいと思います。



事務局からのお願い

議会議長宛の案内・請願・陳情等は
議会事務局へ提出願います。

※菅原議員から一般質問が10問ありましたが、本人より掲載辞退の申し入れがあったため、掲載しておりません。

委員会レポート



総務厚生常任委員会

第8回

一、調査年月日

令和6年11月22日

二、調査項目

(1) まちづくり推進課所管

- ・大里方面・若松方面デマンドバス実証運行について調査しました。

(2) 税務課所管

- ・檀山沖洋上風力発電事業の状況について報告がありました。
- ・町税等の口座振替済通知書の廃止について調査しました。

(3) 保健福祉課所管

- ・地域密着型小規模特別養護老人ホームせたな雅荘令和5年度決算について調査しました。

(4) 総務課所管

- ・産業担い手育成事業（商工分）について調査しました。
- ・青少年旅行村の指定管理について調査しました。
- ・温泉ホテルきたひやまの経営状況について調査しました。

- ・せたな町洋上風力発電所「風海鳥」について調査しました。

その他報告

- ・せたな町地域おこし協力隊の状況について報告がありました。

その他報告

- ・令和7年度せたな町行政組織改革について報告がありました。

- ・せたな町特別職等の報酬額等について報告がありました。

(5) 町民児童課所管

- ・こども家庭センター開設について調査しました。
- ・保育現場におけるICTの推進について調査しました。
- ・幼児給食調理業務の外部委託について調査しました。

令和7年

第1回

一、調査年月日

令和7年1月15日

二、調査項目

(1) まちづくり推進課所管

- ・物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金事業について調査しました。

産業教育常任委員会

第5回

一、調査年月日

令和6年11月29日

二、調査項目

(1) 建設水道課所管

- ・土地開発基金について調査し、継続調査となりました。

(2) 教育委員会事務局所管

- ・北檜山中学校長寿命化計画について調査しました。

(3) 農林水産課所管

- ・産業担い手育成事業（農林水産課分）について調査しました。
- ・経営所得安定対策等推進事業について調査しました。
- ・ふれあいプラザ暖房用ボイラー改修工事について調査しました。

- ・生乳輸送費激変緩和支援事業について調査しました。
- ・畜産飼料高騰対策事業補助金について調査しました。
- ・漁船燃油高騰対策事業補助金について調査しました。
- ・公有水面埋立て免許の出席に伴う意見について調査しました。

議会広報発行常任委員会

令和7年

第1回

一、調査年月日

令和7年1月31日

二、調査項目

- ・議会広報78号のゲラ編集をしました。



特別委員会

『医療体制・新病院建設 調査特別委員会』

第7回

一、調査年月日

令和7年1月20日

二、調査項目

① 医師確保に係る経過について調査しました。

② せたな町・せたな町議会が連携した医師確保の取組について調査しました。

第13回

一、調査年月日

令和6年12月4日

二、調査項目

・ 令和6年度の政策について審査しました。

① 元町職員横領問題について（継続）

② 野積廃棄物について

第16回

一、調査年月日

令和7年1月23日

二、調査項目

・ 令和6年度の政策について審査しました。

① 元町職員横領問題について（継続）

『政策審査特別委員会』

第12回

一、調査年月日

令和6年12月3日

二、調査項目

・ 令和6年度の政策について審査しました。

① 元町職員横領問題について（継続）

第14回

一、調査年月日

令和7年1月20日

二、調査項目

・ 令和6年度の政策について審査しました。

① 元町職員横領問題について（継続）

第15回

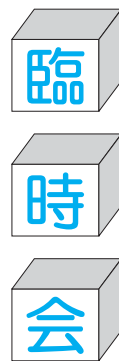
一、調査年月日

令和7年1月21日

二、調査項目

・ 令和6年度の政策について審査しました。

① 元町職員横領問題について（継続）



令和7年

◆ 第1回 ◆

令和7年1月20日

◎ 一般会計補正予算(第8号)

歳入歳出予算それぞれに1億3558万9千円を追加し、総額99億8278万3千円となりました。

補正内容については、物価高騰対応重点対策世帯支援給付金、介護・障がい施設等物価高騰対策支援金にかかる経費の増です。

議会ホームページをご覧ください!!

議会中継や議会の日程、会議録等を随時更新し、最新の議会情報をお知らせしています。

また、これまでに発行した議会だよりも掲載しております。

議会ホームページは、下記アドレスを直接入力し、せたな町ホームページから議会のページへ移動するか、せたな町議会で検索していただくことで、ご覧になれます。

<https://www.town.setana.lg.jp/>

せたな町議会

